

第 11 期 浦安市分別収集計画

令和 7 年 6 月

浦安市環境部ごみゼロ課

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5

1 計画策定の意義

本市では令和4年度に「浦安市一般廃棄物処理基本計画（浦安市食品ロス削減推進計画）」を策定し、「みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす」を基本理念として掲げた。その理念の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、最終処分場の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市は最終処分場を有していないため、焼却残さの減量は、本市における最重要課題の一つとなっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・市民、事業者、行政の役割分担に基づく廃棄物処理システムづくりの推進
- ・安心、安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりの推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラ

ス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表 1

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	12,315 t	12,417 t	12,446 t	12,478 t	12,513 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、市民、事業者のごみ処理に対する意識改革を図るとともに、一人一人が自覚し、実践できる4R活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

お出かけビナスなどの学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・ビナスプラザにおけるリサイクル体験や情報提供、学習拠点の活用

ビナスプラザにて市民自らの手でリサイクルを体験する目的で廃棄物の再生・見学できる各種工房で教室を引き続き開催する。

・ビナス推進員（廃棄物減量等推進員制度）との協働

市民レベルでのごみ減量・再資源化に取り組むため、各自治会からビナス推進員を選出し、自治会内で活動していただいている。ビナス推進員との協働により、ごみの排出ルールの遵守、分別の徹底を啓発する。

・雑紙（紙製容器包装を含む）回収の啓発

廃棄物減量等推進員や資源回収事業担当者への説明及び各種通知などを活

用し、雑紙の分別排出を呼びかけ、資源として適正分別・排出を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市内に最終処分場を有していない本市の現状、廃棄物処理施設及び再資源化施設の整備状況並びに再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表2左欄のように定める。

また、本市が有する廃棄物処理施設、選別施設や本市の収集体制等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表2右欄のとおりとする。

表2

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも の（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であ って飲料、しょうゆ等を充てんするためのも		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表3

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	120 t		121 t		122 t		122 t		122 t	
主としてアルミ製の容器	290 t		293 t		293 t		294 t		295 t	
無色のガラス製容器	(合計) 423 t		(合計) 426 t		(合計) 427 t		(合計) 429 t		(合計) 430 t	
	引渡 量 0 t	独自 処理 量 423 t	引渡 量 0 t	独自 処理 量 426 t	引渡 量 0 t	独自 処理 量 427 t	引渡 量 0 t	独自 処理 量 429 t	引渡 量 0 t	独自 処理 量 430 t

茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	226 t		228 t		228 t		229 t		229 t	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0 t	226 t	0 t	228 t	0 t	228 t	0 t	229 t	0 t	229 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	401 t		405 t		406 t		407 t		408 t	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	401 t	0 t	405 t	0 t	406 t	0 t	407 t	0 t	408 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11 t		11 t		11 t		11 t		11 t	
主として段ボール製の容器	2,092 t		2,109 t		2,114 t		2,119 t		2,125 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	619 t		624 t		626 t		627 t		629 t	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0 t	619 t	0 t	624 t	0 t	626 t	0 t	627 t	0 t	629 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、本市の人口推計を基に、次のとおり設定した。（表4）

表4

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
173,735 人 (対前年度比)	175,181 人 (対前年度比)	175,588 人 (対前年度比)	176,037 人 (対前年度比)	176,533 人 (対前年度比)
1.07%	0.83%	0.23%	0.26%	0.28%

（※本市企画政策課 人口推計）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。びん、缶、ペットボトルについては、ステーション方式とし、回収容器はコンテナ及びネット方式とする。

プラスチック製容器包装の分別収集については、環境負荷や経済性の面から、今後の技術的動向等を見据えながら検討を行っていくこととする。

飲料用紙パック、段ボール、紙製容器包装については、自治会や子ども会等で実施されている資源回収事業において、引き続き分別収集を実施することとする。（表5）

分別収集の実施主体

表5

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	市による定期収集及び 市民団体による資源回収事業	市及び 民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙類容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

表6に記載のある品目については、市の再資源化施設で選別、圧縮・保管している。

分別収集の用に供する施設整備計画実施主体

表6

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理

スチール製容器	缶類	プラスチックコ ンテナ	2t パッカー車	浦安市クリーン センター再資源 化施設（選別・ 圧縮施設） 処 理 能 力 (42.5t/5h)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	びん類	プラスチックコ ンテナ	2t 天蓋車	
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス 製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック			
段ボール	段ボール			
その他の紙製容 器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋		